

1月 ほげんだより

No.5
品川学藝保育園



新しい年を迎えました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昔のお年玉は、お正月に飾る年神様の魂が宿るとされる「お餅(鏡餅)」そのものでした。家長が家族にこの神聖なお餅(御年魂/年賜)を分け与え、無病息災と一年の生命力、豊作を願う大切な風習で、現代のように現金になったのは戦後の高度経済成長期以降、都市化が進み餅を用意するのが難しくなってからのことようです。

口の周りの赤いカサカサ「なめまわし皮膚炎」かも

冬場は乾燥した唇を湿らせようとして、子どもたちがつい舐めがちです。あまり多く繰り返すとこれが肌トラブルにつながる可能性があります。



唇や皮膚を守る皮脂膜が舐め取られるうえ、唾液が蒸発する際に水分を奪うため、かえって乾燥が進んでしまいます。加えて、舐めるという物理的刺激で口の周りの皮膚が荒れてしまうのです。

ご家庭で
できるケア

保湿剤を

こまめに塗布する

舐め取られないように、寝る前や寝ている間に塗るのがおすすめです。

刺激のある

食べ物は避けて

柑橘類や塩分が多いものは刺激になり、炎症が悪化する恐れがあります。

水分補給をする

水分不足が乾燥を招きます。こまめに水分を摂らせるようにしましょう。



1年で最初に爪を切る日とされていたのはいつ?

① 1月1日 ② 1月7日 ③ 1月10日

答えは②の1月7日。この日は健康を願って「七草がゆ」を食べる日でもあります。昔は、七草がゆを作ったあとに余った七草を水に入れ、その水に指をつけてから爪を切ると1年を元気に過ごせるといわれていました。



爪が長いと
どうなる?

ボールに爪がひっかかって、剥がれたり突き指をしったりする

爪でひっかいて友だちにケガをさせてしまう

爪のすきまによごれや菌、ウイルスがたまり、病気の原因になるなど

こうしたトラブルから身を守るためにも、普段から爪を整えておきましょう。

品川区 子どもの予防接種

予診票に記載された有効期間を超えた場合は、無料での接種はできません

令和7(2025)年10月1日 現在

通知時期		種類	接種回数	方法
定期予防接種	生後2か月	五種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ Hib(ヒブ))	1期 初回	3回 生後2か月から20日以上の間隔において 3回 [標準]標準的には、20～56日の間隔において接種
		小児用肺炎球菌	初回	最大3回 ① 開始日が生後2か月～6か月の方は3回接種(生後24か月まで。2回目の接種が12か月を超えた場合は3回目は接種しない) ② 開始日が生後7か月～1歳未満の方は2回接種(生後24か月まで) ③ 開始日が1歳以上2歳未満の方は 60 日以上の間隔で2回接種 ④ 開始日が2歳以上5歳未満の方は1回接種
		B 型 肝 炎		3回 27 日以上の間隔において2回接種し、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種(1歳誕生日の前日まで) [標準]生後2か月～8か月の間に 3 回接種
		ロ タ ウ イ ル ス	2 回(ロタリックス) 3 回(ロタテック)	ロタリックス(1 価):生後6週0日～24週 0 日までに2回経口接種 ロ タ テ ッ ク(5 価):生後6週0日～32週 0 日までに3回経口接種 1 回目は生後14週 6 日までに開始
	生後5か月	B C G	1回	満1歳誕生日の前日まで 1回 [標準]生後5か月～8か月
	1 歳	五 種 混 合	1 期追加	1回 1期初回完了後、6か月以上の間隔をあけて 1回 (7歳6か月にあたる日の前日まで) [標準]1 期初回完了後 1 年～1年半あけて 1 回
		小児用肺炎球菌	追加	1回 初回接種①および②の方 1 回 (③および④の方は必要ありません) [標準]初回完了後 60 日以上あけて生後 12 か月～15 か月までに1回
		MR(麻しん・風しん)	1期	1回 1歳～2歳誕生日の前日までに 1回
		水痘(水ぼうそう)	1回目 2回目	2回 1歳～3歳誕生日の前日までに、3か月以上あけて 2回 [標準]1回目は生後 12 か月～15 か月。2回目は1回目から6か月～1年あけて接種
	3歳	日 本 脳 炎 ※ 1	1期 初回	2回 7歳6か月にあたる日の前日までに 2回 [標準]6日から28日までの間隔において2回
	4歳		1期 追加	1回 1期初回完了後6か月以上の間隔をあけて 1 回(7歳6か月にあたる日の前日まで) [標準]1 期初回完了後、おおむね1年を経過した時期 ※2
	小学校就学1年前の 4月	MR(麻しん・風しん)	2期	1回 小学校に入る前年度の3月31日までに 1回
	9歳	日 本 脳 炎	2期	1回 9歳～13歳誕生日の前日までに 1回 ※2
	11 歳	DT(ジフテリア・破傷風)	2期	1回 11歳～13歳誕生日の前日までに 1回
	6年生(女性のみ)	HPV(子宮頸がん) ※3	3回	小学 6 年生から高校 1 年生相当の年度末までに 3回 (ただし、1回目を15歳前日までに「9 価ワクチン」で接種の方のみ 2回)

※1 日本脳炎1期は標準的には満3歳から接種開始となりますが、生後6か月から接種が可能です。3 歳前に接種をご希望の方は、品川区電子申請サービスより予診票交付申請をしてください。

※2 日本脳炎は、平成17年～平成22年まで、積極的勧奨が行われていませんでした。その間の対象年齢(平成 17年4月2日から平成 19 年 4 月 1 日生まれ)の方は、20歳の誕生日の前日まで無料で接種を受けることができます。

※3 平成9年4月2日から平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に 1 回以上接種している方は、令和 8 年 3 月 31 日まで残りの接種回数を無料で受けることができます。

任意 予 防 接 種	【任意予防接種費用の一部助成】 区内契約医療機関のみ助成可能。予防接種料金から助成金額を差し引いた金額を窓口でお支払いください。 予防接種料金は医療機関ごと異なりますので、事前に必ず確認してください。		
	① 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	1歳～小学校就学前年度末までに接種を受ける場合、3,000 円を助成(2 回まで)	予防接種予診票は医療機関にあります
	② MR (麻しん・風しん混合)	・2歳～19歳未満で、定期接種を受けられなかった方が接種を受ける場合、全額助成(2 回まで) ・接種を受けるためには区が交付する予防接種予診票が必要です。品川区電子申請サービスより予診票交付申請をしてください。	
	③ インフルエンザ (10月1日～1月31日)	・生後 6 か月～高校 3 年生相当までの方が接種を受ける場合、以下の金額を助成 ・助成回数:皮下注射 ⇒ 2,000円助成(12 歳以下は 2 回まで、13 歳以上は 1 回のみ) 経鼻接種 ⇒ 4,000円助成(2歳未満接種不可。年齢にかかわらず 1 回のみ)	予防接種予診票は医療機関にあります
	④ 男性の HPV	小学 6 年生から高校 1 年生相当の男子が接種を受ける場合、全額助成(3 回まで)	予防接種予診票は医療機関にあります

品川区 保健予防課 予防接種担当 ☎5742-9152 Fax 5742-6013

品川保健センター ☎ 3474-2225
Fax 3474-2034

大井保健センター ☎ 3772-2666
Fax 3772-2570

荏原保健センター ☎ 5487-1314
Fax 5487-1320

こどもの予防接種予診票交付申請

(品川区電子申請サービス)

予診票紛失
転入の方は
こちら



予防接種後健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。



**予防接種（定期接種、臨時接種）による健康被害が生じた場合には、
予防接種法に基づく救済が受けられます。**

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

給付の種類

医療機関で医療を受けた場合

医療に要した費用（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用が支給されます（※1）。

医療費及び医療手当

障害が残ってしまった場合

障害児養育年金 または 障害年金
（18歳未満） （18歳以上）

亡くなられた場合

葬祭料、死亡一時金（※2）

高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの請求には請求期限があります。

（※1）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は入院相当の場合に限ります。

（※2）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は遺族一時金または遺族年金が支給されます。

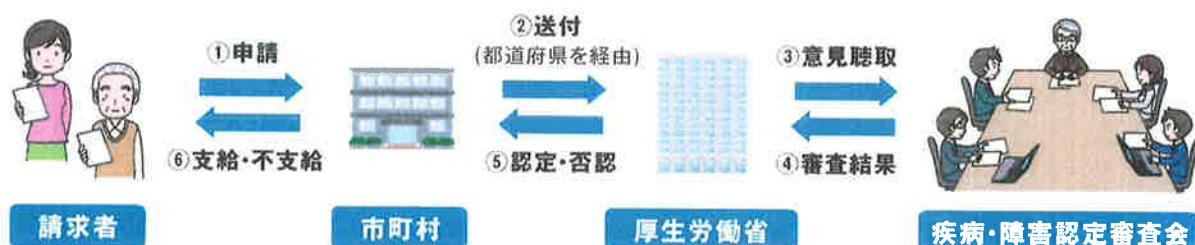
予防接種の副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的よく見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や神経障害などの健康被害と考えられる副反応があります。

しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

予防接種健康被害救済制度ではワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

給付の流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

給付の決定

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村から支給できるかどうかをお知らせします。

請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、申請内容や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

予防接種後健康被害救済制度の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済

検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

